

## ○運転免許の行政処分事務の専決に関する

### 訓令 (昭和42.11.1 鹿児島県警察本部訓令19)

改正 前略…平成21.5訓令15

(趣旨)

**第1条** この訓令は、鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）が、鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年鹿児島県公安委員会規則第13号）により、鹿児島県公安委員会から委任を受けた運転免許（以下「免許」という。）の保留及び免許の効力の停止の処分並びに免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮（以下「行政処分」という。）に関し、警察職員に行わせる事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成21.5訓令15)

(専決)

**第2条** 本部長は、次の各号に掲げる者に、当該各号に掲げる行政処分に係る事務を専決させるものとする。

(1) 交通部免許管理課長

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第1項及び第5項の規定による免許の保留及び免許の効力の停止の処分

イ 法第103条第1項又は第104条の2の3の規定による免許の効力の停止の処分

ウ 法第90条及び第103条の規定による免許の保留及び免許の効力の停止の処分の執行並びにこれらの処分期間の短縮

(2) 警察署長

法第90条及び第103条の規定による免許の保留及び効力の停止の処分の執行並びにこれらの処分期間の短縮

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成6.9訓令20、14.5訓令17、21.5訓令15)

(報告)

**第3条** 交通部免許管理課長又は警察署長は、前条の規定による行政処分に係る事務を行ったときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成6.9訓令20、21.5訓令15)

附 則

- 1 この訓令は昭和42年11月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、鹿児島県公安委員会の事務代決に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第42号）第2条の規定に基づく、運転免許の保留および効力の停止の処分の手続については、なお従前の例による。
- 3 鹿児島県公安委員会の事務代決に関する訓令の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （昭和61.12.26訓令28）

この訓令は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則 （平成6.9.28訓令20）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成14.5.31訓令17）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 （平成21.5.29訓令15）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。